

市川市告示第124号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する 騒音について規制する地域の指定について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係図面は市川市役所環境清掃部環境保全課において閲覧に供する。

平成24年4月1日

市川市長 大久保 博

1 指定地域 用途地域及び風致地区の一部

備考 用途地域及び風致地区とは、平成24年4月1日現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号及び第7号の規定により定められた地域及び地区をいう。